担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町指定給水装置工事事業者規程 第6条第1項及び第4項
例 規 番 号	平成10年水道規程第1号

## 【基準】

第5条及び第6条の規定による。

(指定の基準)

- 第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
  - (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
  - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
    - ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
    - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
    - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
    - エ 水圧テストポンプ
  - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
    - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の 理由がある者
  - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの (指定工事業者証の交付)
- 第6条 町長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に柴田町指定給水 装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。
- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を町長に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定 工事業者証を町長に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

標準処理期間 30日

備考

## 柴田町 条例適用申請に対する処分個票

	設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年	月	日
--	-------	------------	---------	---	---	---